

育児休業制度・手続きまとめ

【法令ごとの定義】

	産後8週間	子どもが1歳まで
育児・介護休業法	出生時育児休業	育児休業
雇用保険法	出生時育児休業	育児休業
健康保険法	育児休業等	
厚生年金法	育児休業等	

【育児休業・出生時育児休業の対象者】

	対象者	労使協定で対象外にできる従業員
出生時育児休業	- 出生後8週間以内の子どもを養育する従業員（日々雇用従業員は除く） 【有期契約労働者の場合】 - 申出時点で、以下のどちらか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない従業員 ①子どもの誕生日 ②出産予定日	- 入社1年未満の従業員 8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員 - 週の所定労働日数が2日以下の従業員
育児休業	1歳未満の子どもを養育する従業員（日々雇用従業員は除く） 【有期契約労働者の場合】 - 申出時点で、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない従業員 ※2歳までの休業のときは、1歳6か月を「2歳」と読み替える	- 入社1年未満の従業員 1年（1歳以降の休業のときは6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員 - 週の所定労働日数が2日以下の従業員

【育児休業・出生時育児休業の申出時期】

	取得時期	申出期限（原則）	例外
出生時育児休業	誕生日～8週以内	2週間前まで	- 法令を上回る取り組み（雇用環境の整備など）について労使協定を締結すれば、2週間を超えて1か月前まで - 特別な事情があるときは出産予定日の1週間前まで
	就業日	前日まで	労使協定で「1週間前までに申出できる従業員」と適用範囲を決めることは可能
育児休業	1歳	1か月前まで	特別な事情があるときは1週間前まで
	1歳～1歳6か月	2週間前まで	1歳到達後に申出するときは1か月前まで
	1歳6か月～2歳	2週間前まで	1歳6か月到達後に申出するときは1か月前まで

※特別な事情とは、出産日より早く子どもが出生したときなどです。

【育児休業・出生時育児休業の変更（原則）】

	期間	開始日（繰上げ）			終了日（繰下げ）		
		回数	申出期限	申出理由	回数	申出期限	申出理由
出生時育児休業	誕生日から8週間以内	1回	変更後の開始予定日の1週間前まで	- 出産予定日より早く出生 - 配偶者の疾病等 など	1回	変更前の終了予定日の2週間前まで	理由は問わない
育児休業	1歳	1回	変更後の開始予定日の1週間前まで	- 出産予定日より早く出生 - 配偶者の疾病等 など	1回	変更前の終了予定日1か月前まで	理由は問わない
	1歳～1歳6か月	×	×	×	1回	変更前の終了予定日の2週間前まで	理由は問わない
	1歳6か月～2歳	×	×	×	1回	変更前の終了予定日の2週間前まで	理由は問わない

※開始日の繰下げ、終了日の繰上げについては法令での定めがありません。

育児期の柔軟な働き方を実現するため、育児関連の法改正に基づき、育児休業や出生時育児休業などの制度や手続きについてのポイントまとめています。
制度の対象者や給付金、社会保険料など、育児休業に関する情報を網羅していますので、ぜひご活用ください。



【8週間の起算日】

産後休業	出産後の翌日
出生時育児休業	出生日

【育児休業・出生時育児休業の取得回数】

	期間内	回数	例外等
出生時育児休業	誕生日から8週間	2回	取得日数4週間（28日）まで
育児休業	1歳	2回	特別な事情があるときは再取得可能
	1歳～1歳6か月	1回	
	1歳6か月～2歳	1回	

※特別な事情とは、産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始による育児休業の終了、配偶者の疾病、婚姻の解消などをいいます。

【育児休業・出生時育児休業の撤回】

	撤回できる期間	条件	撤回した休業等の扱い	再取得できる特別な事情
出生時育児休業	休業開始の前日まで	なし	休業を取得したものみなす	- 配偶者の死亡 - 配偶者の疾病等により子どもの養育が困難になった - 婚姻の解消により配偶者と子どもの同居が解消した - 子どもの疾病等のため、2週間以上にわたり世話が必要な状態になった など
育児休業				

※出生時育児休業を分割して2回取得するときは、初めにまとめて休業の申出が必要です。

■■■ 育児休業制度・手続きまとめ

【育児休業・出生時育児休業中の就業の可否】

	就業日を 決めて勤務	臨時的・突発的な就業
育児休業	×	○
出生時 育児休業	○	○



【出生時育児休業の就業日を決めて勤務をするときの条件】

	条件	ポイントなど
労使協定の 締結	必要	対象の従業員の範囲 (部署、職務、場所なども決められる)
就業できる 時間	所定労働時間内	決められた勤務時間以外での就業は禁止
就業できる 時間数	休業期間中の 所定労働時間の1/2以下	休業開始日・終了日は所定労働時間未満
就業できる 日数	休業期間中の 所定労働日数の1/2以下	—

【出生時育児休業中の就業の撤回】

	撤回できる 期間	条件	特別な事情
休業 開始前	休業開始の 前日	なし	—
休業 開始後	なし	特別な事情 が発生した とき	・ 配偶者の死亡 ・ 配偶者の疾病等により子どもの養育が困難になった ・ 婚姻の解消により配偶者と子どもの同居が解消した ・ 子どもが疾病等のため2週間以上にわたり世話が必要な状態になった

POINT
出生時育児休業の就業の撤回ができるのは従業員のみです。

POINT
応当日がないときは、応当日の前日が満了日になります。
月末が暦日で異なるため注意が必要です。

【短期間の育児休業にかかわる社会保険料免除】

免除される 社会保険料	育児休業期間	除外 される日	免除される月
給与	同月内に 通算14日以上	就業した日	育児休業を取得した月
	月をまたいで 取得	就業した日	育児休業中に 月の末日が含まれる月
賞与	1か月超え (暦日)	なし	育児休業中に 月の末日が含まれる月

※就業した日数の計算は「就業した労働時間の合計÷1日の所定労働時間」です。
小数点以下の端数は切り捨てます。

【末日休業開始時の賞与の社会保険料免除早見表】

起算日	満了日	1か月と 1日	起算日	満了日	1か月と 1日
1月31日	2月28日 (2月29日)	3月1日	7月31日	8月30日	8月31日
2月28日 (2月29日)	3月27日 (3月28日)	3月28日 (3月29日)	8月31日	9月30日	10月1日
3月31日	4月30日	5月1日	9月30日	10月29日	10月30日
4月30日	5月29日	5月30日	10月31日	11月30日	12月1日
5月31日	6月30日	7月1日	11月30日	12月29日	12月30日
6月30日	7月29日	7月30日	12月31日	1月30日	1月31日

※（ ）内はうるう年の場合です。

【育児休業給付金・出生時育児休業給付金・出生後支援給付金・育児時短休業給付金】

	期間	取得日数等	分割取得	受給要件	初回申請の期間
出生時育児 休業給付金	出生日から 8週間を経過する 日の翌日まで	28日 (4週間)	○ 2回まで	休業開始日前2年間に、 賃金支払基礎日数が11日以上 または 就業した時間数が80時間以上ある 完全月が12か月以上あること など	出生（出産予定日前に出生したときは、 出産予定日）から8週間を経過する日の翌日から 2か月を経過する日の属する月の末日まで
育児休業 給付金	1歳	1歳に達する日まで	○ 2回まで		育児休業開始日から 4か月を経過する日の属する月の末日まで
	1歳～ 1歳6か月	1歳6か月に 達する日まで	×	・ 認可保育所に入所できないとき ・ 婚姻の解消のため配偶者が子どもと別居 したとき ・ 養育を予定していた配偶者が産前産後休業 を取得したとき など	—
	2歳	2歳に達する日まで	×		—
出生後 支援給付金	出生日から 8週間（16週間） を経過する日の 翌日まで	28日間	—	両親ともに14日以上 の育児休業を取得したとき など	出生時育児休業給付金または 育児休業給付金の支給申請と同時にを行う
育児時短 就業給付金	育児時短就業を 開始した日～2歳	2歳に達する日まで	—	2歳未満の子を養育するため、1週間あたりの 所定労働時間を短縮して就業していること など	最初の支給対象月の初日から起算して4か月以内

【各種法令の端数処理】

	種類	どんなとき	単位	処理
育児・介護 休業法	出生時育児休業	休業中の就業	日 (就業時間合計÷所定労働時間)	小数点以下切り捨て
雇用保険	出生時育児休業給付金	按分計算時 ※休業期間が28日未満	対象となる就業日数の計算 (10日×休業取得日数÷28)	小数点以下切り上げ
			対象となる就業時間数の計算 (80時間×休業取得日数÷28)	端数処理なし
			実際就業した時間の合計	分単位切り捨て
社会保険	保険料免除（毎月）の給与	就業があるとき	日 (就業時間合計÷所定労働時間)	小数点以下切り捨て